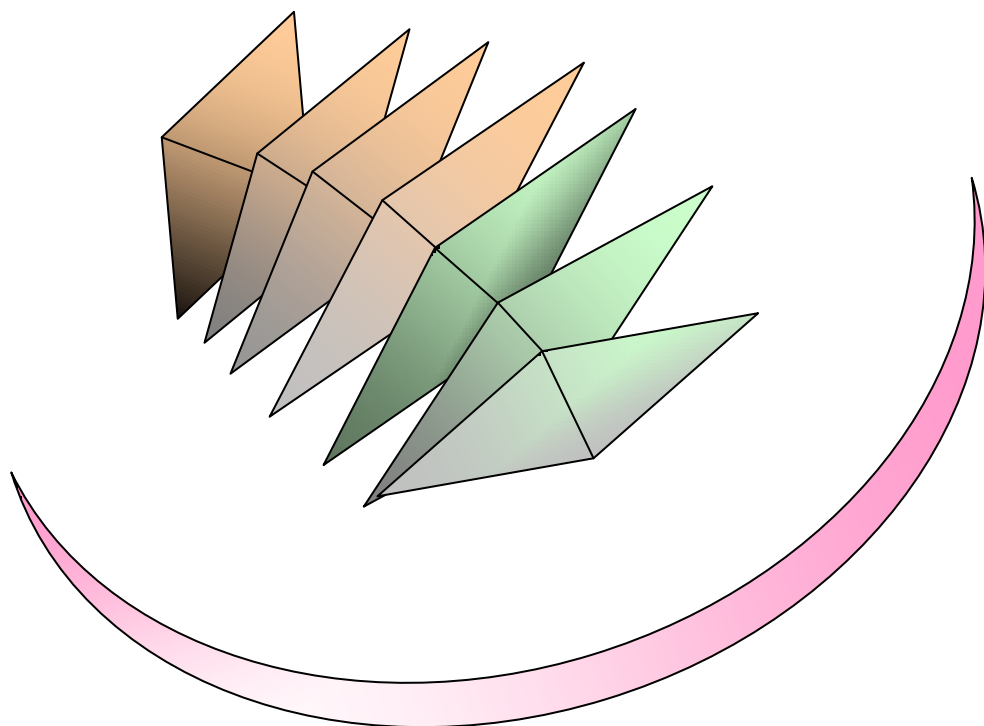


5. 公

園



出入口

〈整備の基本的な考え方〉

公園の出入口は、車いす使用者が円滑に通過できるようにする。
建築物と異なり様々な形態があるが、地形的な条件に十分配慮し、適切な整備を行う必要がある。

①有効幅員

- 出入口の有効幅員は内法 140 cm以上とする。ただし、やむを得ない状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、車いすが通行しやすいように 120cm 以上とする。

②出入口

- 車いすで出入りできる出入口を少なくとも 1 ヶ所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させることが望ましい。
- 他の出入口、その他適切な位置に、その旨がわかる案内板を設けることが望ましい。
- 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90cm 以上とする。
- 出入口の前後には、150 cm以上の水平部分を設ける。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 出入口が車道に面している場合には、出入口で止まることがわかりやすいよう表示することが望ましい。

③段差

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
- 地形的にやむを得ない場合は、スロープを設置することが望ましい。

④視覚障害者誘導用ブロック

- 出入口には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。

⑤仕上げ

- 表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。
- 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とする。

園 路

〈整備の基本的な考え方〉

公園には、車いす使用者が通行できる経路を確保する。
すべての人が安全に移動できる歩行空間として連続的に整備する。

①勾配

- 縦断勾配は、5 % (1/20) 以下を標準とする。ただし、地形状況などの特別の理由がある短い区間に限り、8 %以下 (1/12) とすることができる。勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況など必要に応じて水平面を設ける。
- 横断勾配は、1 %以下とする。ただし、地形状況などの特別の理由がある場合に限り、2 %以下とすることができる。

②有効幅員

- 園路の有効幅員は 180 cm以上とする。ただし、地形状況、その他特別の理由により、やむを得ない場合は、通路の末端の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設け、見通しを確保した上で、幅を 120cm 以上とすることができる。

③仕上げ

- 路面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。
- 側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とすることが望ましい。

④段差の解消

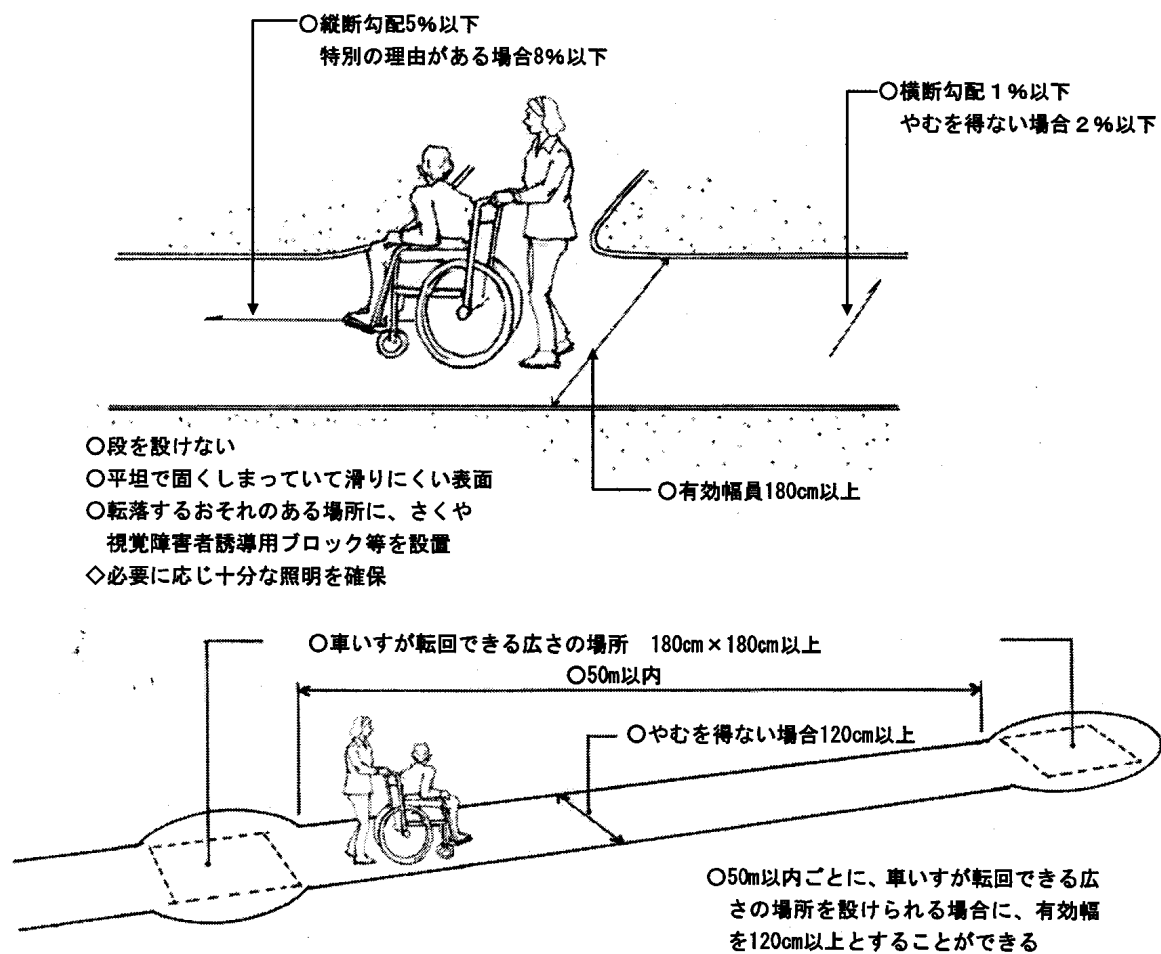
- 園地への出入りのために縁石を切り下げる場合は、段差を設けないことが望ましい。
- 切り下げ幅は 140 cm以上とする。

⑤スロープ

- 34 ページ「2. 公共的建築物 スロープ」に定める構造とする。

⑥その他

- グレーチング、マンホール、格子蓋などは、障害物とならないよう設置することが望ましい。



ベンチ・野外卓・水飲み器

〈整備の基本的な考え方〉

高齢者や障がい者などの利用しやすい構造のベンチを適宜設ける。
野外卓や水飲み器は、車いす使用者にも利用できるように配慮する。
ベンチ、野外卓、水飲み器等の園内設備は、見つけやすいように配慮する。

1. ベンチ

①腰かけ板

○高さは、40～45cm 程度とすることが望ましい。

②杖使用者用ベンチ

○高さは、55cm 程度とし前傾させることが望ましい。

③ひじかけ・背もたれ

○両端などには、手すりや手すりとしても使用できる大きめのひじかけを設けることが望ましい。

○背もたれを設けることが望ましい。

2. 野外卓

①水平部分

○車いすが接近できるように、使用方向に 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。

②下部スペース

○卓の下部に、高さ 65～70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けることが望ましい。なお、この部分には、足つなぎの水平棒は設けないよう考慮する。

3. 水飲み場及び手洗い場

○飲み口は、上向きとすることが望ましい。飲み口までの高さは、70～80cm 程度とし、車いすで利用しやすいように、下部に高さ 65～70cm 程度、奥行き 45cm 以上のスペースを確保し、また、取り付け位置は、縁から 10cm 程度とすることが望ましい。

○車いすが接近できるよう、使用方向に 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。周辺の床面は、段差がなく、平坦で固くしまっていて、濡れても滑りにくい仕上げとする。

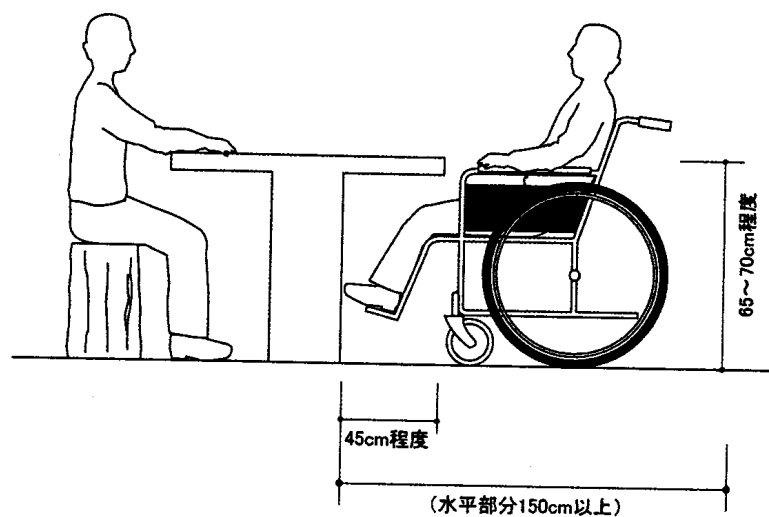
○給水栓は、レバー式やセンサー式など使用しやすいものを使用しやすい位置に取り付けることが望ましい。ただし、踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。

○小さな子どもが使い易いよう考慮することが望ましい。

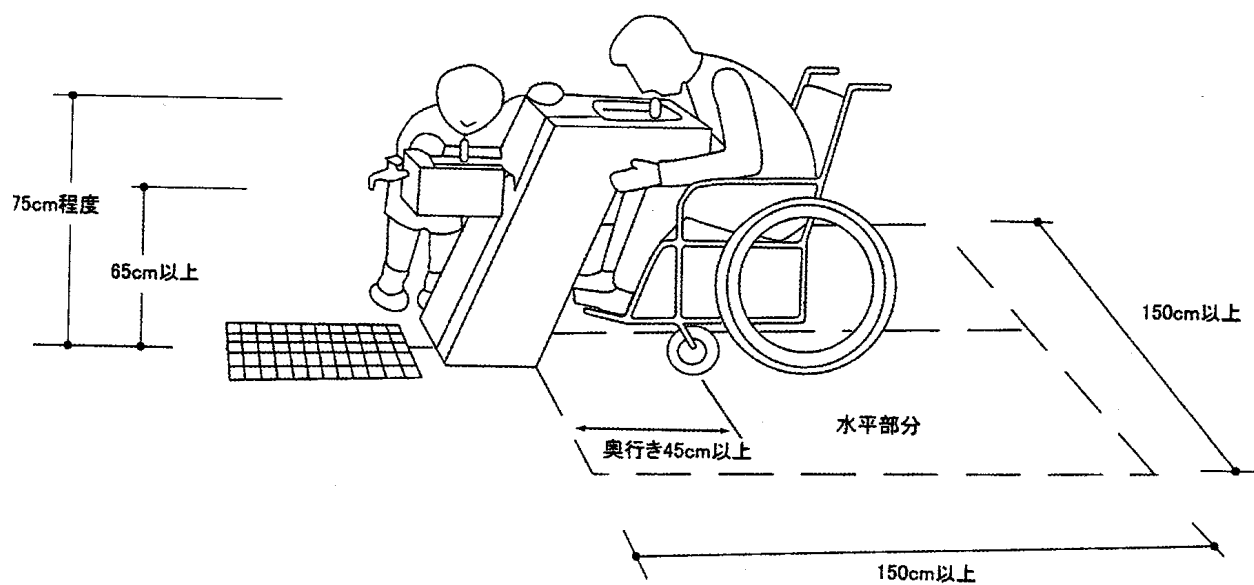
4. その他

○ベンチ、野外卓の周辺には、車いすが近づき、隣接して滞在出来るよう 150cm×150cm 以上の水平面を確保することが望ましい。

○通路にはベンチ、野外卓を園内の移動を妨げない位置に適切な間隔で設けることが望ましい。



● 水飲み器



案内標示

〈整備の基本的な考え方〉

高齢者や障がい者などに配慮した案内板等の表示により、適切な情報提供を行う。また、通行に支障のない場所に設置する。

①案内板

- 公園、緑地のメイン入口に総合案内板（音声表示や点字表示、触知図などの複式表示が望ましい）を設け、緊急連絡先を明示することが望ましい。
- 園内要所にも案内板（点字標示があるとよい）を設けることが望ましい。
- 文字の書体は、太ゴシック系が望ましい。記号や図は、知的障がい者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインであることが望ましい。（平仮名、ピクトグラム、ローマ字を併用）
- 照明は、夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けることが望ましい。この際反射による判読性の低下に注意する。
- 車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする。

②設置場所

- 視覚障がい者の通行に支障とならないよう留意するとともに、車いす使用者が回転できるスペース（150 cm×150 cm程度）を設けることが望ましい。
- 案内板の高さは、床面より 50～200cm 程度の範囲とすることが望ましい。
- 案内板が遠路上に突き出す場合は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう、下端が地上 200cm 以上の高さに設置する。

その他

- スロープ・階段・トイレ（多機能・一般）・洗面所・駐車場・水飲み器などについては、「2. 公共建築物」の基準に準ずる。

※多機能便所の設置について

- 多機能便所を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便所の設置とすることができる。

公園・緑地は、本指針の技術基準、多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則に沿って整備を行うものとする。ただし、設置場所の地理的条件、公園の種別・規模・管理上の問題により基準の適用が困難な場合はこの限りでない。しかし、この困難な場合においても、本指針の技術基準等による整備に努めるものとする。その他の基準については、国土交通省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（平成 24 年 3 月）を参照する。